

令和7年度第1回三鷹市農業公園運営懇談会会議録

開催日時 令和7年6月30日（月曜日）午後6時30分から午後8時15分まで

開催場所 三鷹市教育センター3階 大研修室

傍聴者 なし

出席者 15人、欠席者1人

次第

- 1 委員委嘱
全委員に、任期が令和9年3月31日までの委嘱状を交付
 - 2 自己紹介
各委員自己紹介
 - 3 座長、副座長の選出
 - 4 市長挨拶
河村市長の挨拶
 - 5 座長、副座長の挨拶
 - 6 議題
- (1) 三鷹市農業公園について

【事務局説明】

資料2-1、2-2、2-3、参考資料1を用いて説明。

- ・三鷹市農業公園概要、管理、講習会等（資料2-1～2-3）の紹介。
- ・三鷹市農業公園の管理については、三鷹市農業公園条例（参考資料1）を基に指定管理者が行う業務等を確認。

（質疑・応答）特になし

- (2) 三鷹市農業公園運営懇談会の活動実績について

【事務局説明】

資料3、参考資料2を用いて説明

- ・運営懇談会のこれまでの活動実績（資料3）を紹介
- ・農業公園運営懇談会の役割や座長、副座長の選任について、三鷹市農業公園運営懇談会設置要綱（参考様式2）を基に説明。

（質疑・応答）特になし

【座長】

10周年記念事業は、農業公園を多くの方に知ってもらう機会として実施した。そして昨年度行った20周年記念事業では、農業公園の認知度を広げることに加えて、事業の対象者を子ども達に広げ、農業とのふれあいの場を提供することも目標とし、対象者層や方向性等について、運営懇談会で複数回の協議により決定した。20周年記念事業では、市内の小学生を対象に約10か月間の農業体験を実施し、事業当日に事前に収穫した野菜の展示やこれまでの活動を模造紙にまとめて展示したほか、子ども参加型の事業となった。今後も大きな柱となるのは、農業公園でしかできないふれあいの場を広げたいということ。これからも検討や議論を重ね農業公園を活性化させたい。

- (3) 団体利用・火気利用について

【事務局説明】

資料4を用いて説明。

- ・コロナ禍前は場所や人数の制限なしに火気使用可だったが、近隣からの苦情があった。コロナ禍以降は区画と人数を制限して運営しており、近隣の方からの苦情はない。利用者もルール・マナーを守ってくれているため、順調に運用できている。
- ・利用可能時間は、園内で運営している緑化センターが開店している時間のみとしている。
- ・これまでは火気利用の際は消防署への届出を必須としていたが、消防署より火気利用可能な公園と認識しているため、今後は届出不要と連絡があった。明日以降、消防署への届出不要とした掲示に変更するとともに、ホームページを修正する。

（質疑・応答）

【委員】申込は何か月前からか。

【事務局】2週間前から。

【委員】トイレが新しくなって、その後いたずら等の報告はあったか。

【事務局】現時点で報告はない。

【委員】どんと焼きの場合も消防署への届出は不要なのか。

【事務局】 今後は不要。

【委員】 昨今は BBQ 一式を貸出できる施設がある。農業公園も貸出などを行うと使いやすいのでは。

【委員】 ネットで見ると、農業公園に BBQ 一式を配達する業者はいるが、緑化センターや市は一切関与していない。利用者が個々で依頼している。

【座長】 緑化センターで BBQ 事業として実施するのであれば別の話だが、現時点で貸出事業等は行っていない。

【委員】 直火可と直火不可は何が違うのか。

【座長】 直火は土の上で直接火を使用するので土も焼ける。BBQ は器具内で発火するので直火ではない。

【事務局】 BBQ 使用可能エリア周辺には樹木があるので、直火は使用できないように区画設定している。直火可能エリアは周辺に樹木がない自由広場のみ。また昔から直火で行っている事業があるため、そのような事業は継続できるように区画設定をしている。

【座長】 直火事業としてはどんと焼きがある。どんと焼きは神社など別の場所で実施していたが、さまざまな制限により農業公園以外では実施できなくなった。歴史ある行事を守ることとも市の役割のため、直火可能エリアを設けている。

【委員】 BBQ を行う際のごみの持ち帰りはネックと感じる。有料でゴミを引き取ってくれるとより利用しやすくなるのでは。

【座長】 BBQ のゴミに限らず、現状は朝早くにボランティアの方がゴミ拾いをしてくれている。収集したゴミは各自の家に持ち帰って処理しているので、市のごみ対策課と連携して有料ゴミとできればよいと思う。

【委員】 運営懇談会は要望を出すだけではなく、どういうシステムを構築すれば運営できるのか、検討する場であると考え。運営方法を検討することで、市も提案を受け入れやすいのでは。またいろいろな要望があるが、全てを受け入れる必要はあるのか判断する必要があると思う。公募委員の方から初回の懇談会から意見がでることは珍しいのでとてもワクワクしている。これから2年間頑張りましょう。

【座長】 用意した議題ではなく、話し合いの中から議題を見つけることが出来てとても良い機会だと思う。

【委員】 以前から焚火をしてみたいと思っていたが、農業公園で焚火ができることを知らなかった。火が使えることは農業公園の強みのため、広く周知できればと思う。また焚火を行った際の原状復帰はどのくらい必要なのか。使用した炭を全部持って帰るだけでよいのか知りたい。

【委員】 焚火の方法については懇談会で細かく説明がされていない。個人的に焚火を行う時は、穴を掘って中で燃やす。使った炭等は穴の中に入れて埋めるか、埋めきれない場合は持ち帰る。掘った穴は埋める。ここまです現状復帰と考えている。また穴を埋める際は、土を水で固めながら埋めていた。ただ懇談会の中でも直火の使い方は統一されていないため、認識を平等にしていける必要がある。

【座長】 火の規模にもよる。どんと焼きは規模が大きいので、穴を掘って埋めることは厳しいのが現状。

【委員】 焚火のやり方はいろいろある。プレイパークでは以前は穴を掘って炭は埋めていたが、埋めた炭は自然に還るわけではない。そのため現在は穴を掘らずに、炭はすべて持ち帰ることを現状復帰としている。また焚火とは別で子ども達が掘った穴はすべて戻している。

【座長】 長く維持していくためにはどのように運用するべきか、今後検討していく必要がある。

【委員】 農業公園での BBQ は無料なので、最後まで責任をもってゴミを持って帰ることが基本だと思う。有料の施設ではないので、受益者負担で責任を持つべきだと思う。

【座長】 火の使い方は次回に持ち越します。

(4) 立ち枯れ樹木の取扱いについて

【事務局説明】

資料5を用いて説明。

乾燥して枯れているため伐採が必要と考えるが、伐採後の樹木もできる限り有効に使用したいため、どの程度まで伐採するかなどを検討したい。

(質疑・応答)

【委員】 対象樹木はケヤキか。

【事務局】 ケヤキである。

【委員】 枯れてしまう前はプレイパーク等の活動で登り木として遊んでいた。今は枯れてしまっているが、どれくらいまで伐採すれば子ども達が安全に遊べるのか。子ども達が登れる樹木は街中にはほとんどない。普段と違う景色が見えるため、貴重な樹木だった。できれば今後も安全対策を講じた上で残してほしい。

【事務局】 今は完全に枯れているので、登ることはできない。

【委員】 枯れた原因はわからないが、登り木として残したい気持ちはわかるが安全上難しい。ただ低く切ってテーブル等に活用することはできるのではないかな。

【座長】 ケヤキは腐り始めると早く、どこから折れるのかわからないため危険。

【委員】切ってもひこばえはでないのか。

【委員】完全に枯れているため、ひこばえはでない。

【事務局】20周年記念事業の際に樹名板を付けているので、伐採後も付けられるようであれば既存の樹名板を付けたいと考えている。

【座長】どの位の高さに切るか。

【委員】近くに丸太が転がっているので、丸太を椅子にして伐採する樹木をテーブルの高さに切ってもよい。

【委員】もしくは折れても大丈夫なように、椅子の高さに切ってもいいと思う。

【事務局】子どもが立った状態で遊べるテーブルの高さだと70～80cmくらいか。幹も太いので、テーブルとして活用することはできると思う。

【委員】テーブルの高さに切って様子見でよいのではないか。

【座長】枝の部分はどうするのか。

【事務局】遊びなどに使える部分はなるべく保管する。

(5) 三鷹市農業祭の会場について

【事務局説明】

資料6を用いて説明。

前回の懇談会で三鷹市菊花展の会場として農業公園を使用する旨同意を得ていたが、農業祭の第二会場としても農業で使う重機や農機具を展示したいと考えている。従前は防災公園の芝生部分で展示をしていたが、近年は遊具等が設置され展示場所の確保が出来ないため、農業公園の使用を検討したい。

(質疑・応答)

【座長】ただ展示するだけでなく、一般の方がみて興味を持ってくれるような展示方法を検討したい。

【委員】以前は展示を行っていた。子ども達に興味を持ってもらえたらよいと思う。

【事務局】農業祭に絡めて農業公園を使用するのは今回が初めての試みである。この機会に農業公園を広く周知したいと考える。また今回の結果次第で、来年度以降継続するか決まる。

【副座長】農業祭運営委員会でも検討事項となるので、今後の懇談会で報告する。

7 その他

(1) 次回の懇談会について

令和8年度事業について検討したいため、予算編成前に開催したい。

令和7年8月25日(月)または8月27日(水)の18時30分から実施したい。

(本日欠席委員には追って連絡して調整)

(2) 謝礼の支払について

- ・すでに口座登録されている方は、口座番号の確認をお願いします。
- ・口座登録がまだの方は、別紙1及び別紙2の提出をお願いします。
- ・謝礼の受取を辞退される方は、別紙3の提出をお願いします。